

◇国際会議報告◇

IFRS-IC 会議（2025年11月）出席報告

公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計研究会委員

IFRS 解釈指針委員会委員

ASBJ 保険契約専門委員会専門委員

辻野 菜摘

1. はじめに

2025年11月25及び26日、IFRS解釈指針委員会（IFRS Interpretations Committee）開催された。今回は2日間だったが、現地に行くことは不可能だったので筆者はリモートで参加した。

2. 全体のスケジュール

議題は、アジェンダ決定案に係るコメントレター作成に関する件は8件だったが、そのうち2件は①IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）のローンの早期償還についての規定中の用語の解釈と、②IFRS第9号の契約締結前に発生した費用の取り扱いであり、すでに暫定決定済みの案件だ。③IAS第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」という。）に言及している過去のアジェンダ決定9件についてIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」（以下「IFRS第18号」という。）にそったワーディングに変更する件も6月に委員会で協議をしたもののが最終決定だ。④以下は新規の案件だ。

その他は⑨企業結合に係る、業績目標の達成状況はシナジーの実現状況についての開示について、意見のヒアリングが実施された。

3. 議事概要

- ① IFRS第9号のローンの早期償還についての規定にあるB4.3.5項(ii)の企業(the entity)という用語は「貸手」か「借手」という論点だ。6月の委員会でも文脈および取引の性質からは「貸手」であることが明らかである上、「貸手」と解釈するケースがほとんどであることから、基準設定プロジェクトに追加しないことを暫定決定しており、今回正式に決定した。国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が同意すれば2026年1月にリリースされる。

- ② IFRS 第 9 号の契約締結前に発生した費用の取り扱いについて、6 月の委員会で実務における解釈の差はあまりないことから基準設定プロジェクトに追加しないことを暫定決定しており、今回正式に決定した。IASB が同意すれば 2026 年 1 月にリリースされる。
- ③ IAS 第 1 号に言及している過去のアジェンダ決定 9 件について IFRS 第 18 号にそったワーディングに変更する件

預金のマイナス金利の表示については過去のアジェンダ決定がすでに不要であるために撤廃することを決定した。サプライチェーンファイナンスのリバースファクタリングについても 2020 年のアジェンダ決定は撤回することを決定した。

非所得税の表示に関しては、⑧のアジェンダペーパーに統合すべきでもあり、追加のアップデートを行うことを提案することになった。その他の 6 件については、IASB の提案の最終化が決定された。IASB が同意すれば 2026 年 1 月にリリースされる。

- ④ 親会社がリスク管理業務の一貫で、グループ内の為替リスクを管理するために子会社におけるデリバティブを使用する場合、その損益をどの区分に分類すべきかという質問についての検討。ほぼすべての委員が、純負債リスクを管理しているため、ファイナンスカテゴリーに分類するという View 1 の考え方賛成した。多くの委員がリスク管理を目的としているということを重視して、結論を導いていた。現在のワーディングからはオペレーティングカテゴリーと解釈すべきという意見もあった。多くの作成者が影響を受けることなので IFRS 第 18 号の発効前に、IASB は早期に解釈を明確にする方針だ。

2 月 6 日までコメント受付ける。

- ⑤ IAS 第 1 号の第 19 項は極めてまれな場合に IFRS 会計基準書に従うと財務諸表の目的に反するような誤解を招く場合には、IFRS 会計基準書への準拠からの逸脱を認めるが、逸脱時にも第 15 項及び第 24 項の Fair presentation に従う必要があるかという質問である。すべての委員が必要との意見で、そもそも非常にまれなケースであり多様な処理も見受けられなく、基準設定プロジェクトに追加しないことを決定した。2 月 6 日までコメント受付ける。
- ⑥ IFRS 第 18 号の第 83 項では営業区分の費用の開示を減価償却、償却、従業員給付、減損、棚卸資産の評価減などを注記で開示することを要求しているが、IFRS 第 9 号や IFRS 第 8 号「事業セグメント」の費用もこの対象かという質問である。ほとんどの委員が、対象にすべきとの考えだった。基準設定プロジェクトに追加しないことを決定した。

複数の委員が、IFRS 第 17 号「保険契約」（以下「IFRS 第 17 号」という。）では、上記のような機能別の費用が営業費用や保険サービス費用に分かれてはいっており、さらに保険獲得キャッシュフローを一旦キャピタル化してリリースしたものが費用にはいっており、営業費用部分だけの内訳開示の意味がなく、全体をみるべきだという考えを示した。保険会社の作成者である委員は、保険サービス費用に含まれる機能別費用の分

解開示は可能との意見だった。筆者は、IFRS 第 17 号において、機能別費用の開示を整理すべきではないかと意見した。キャッシュベースでも現行会計項目でも、そこに含まれている減価償却、償却、従業員給付、減損損失といった内訳開示の指針があったほうが良いと意見した。

2月6日までコメント受付ける。

- ⑦ 投資事業を主たる事業とする会社で、非連結の子会社に係るキャッシュフローはオペレーティングキャッシュフローにするべきかという問題だ。オペレーティングに区分すべきという意見が多数で、基準設定プロジェクトに追加しないことを決定した。2月6日までコメント受付ける。
- ⑧ AP8 IAS 第 12 号「法人所得税」の範囲外の税金（非所得税）の表示方法

解釈の仕方という点では、ほとんどの委員が IASB の解釈に同意し、基準設定プロジェクトに追加しないことを決定した。2月6日までコメント受付ける。

多くの国でトン税のように、営業費用に含まれることで明らかにミスリーディングになっている例がある上、国によっては非所得税のなかに所得税に準ずるような機能のものもあり、それが営業費用に含まれており作成者も利用者も困っているという話もあり、複数の委員が問題意識を表明した。

⑨ 企業結合に関する開示についてのヒアリング

企業結合後の業績が目標を満たしているかどうかの記述については、利用者側にとってはとても重要との意見がほとんどだった。一方で監査側は、監査することが難しく、負担が増える、監査に時間がかかることに懸念を示し、作成者側は競争上不都合な情報を開示することになるリスクを指摘していた。ただし、このような情報はのれんの減損の必要性を判断するときには扱っているはずのものであり、実務上可能だろうと考える委員も多かった。

期待されるシナジーに関する情報を開示することについては、どのような企業結合についてこのような開示を行うか、Strategic business combination のみにするか、Material business combination まで対象を広げるか、のれんが発生する企業結合に限定するか、というポイントについては、のれんが発生する企業結合に限定するという考え方への反論が多くあった。のれんが発生するかどうかは多くのシナジーが勘案された価格なのかどうかを示唆するものではないとの意見が多かった。のれんが発生しないから、割安（バーゲンパートナーズ）であり問題ないというのは古い会計的なもので、経済価値的なフェアバリューの考え方ではないとの意見が多かった。筆者もいくつかの事例を挙げて同様の主張をした。シナジーに関する作成基礎の開示も必要との意見が多かった。

4. 次回の予定

3月17及び18日の予定である。